

議案第 5 3 号

前橋市建築基準法関係手数料条例の改正について

令和 7 年 3 月 4 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

前橋市建築基準法関係手数料条例（平成 1 2 年前橋市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「1 万 5, 0 0 0 円」を「1 万 6, 0 0 0 円」に、「2 万 2, 0 0 0 円」を「2 万 6, 0 0 0 円」に、「3 万 5, 0 0 0 円」を「4 万円」に改め、同条第 2 項第 2 号中「次項第 2 号」を「第 4 項第 2 号」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「、第 1 項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 法第 6 条第 1 項の規定により確認を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項ただし書に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号に該当するものが含まれる場合（同法第 1 1 条第 6 項に規定する適合判定通知書又はその写しが提出された場合を除く。）においては、第 1 項の手数料のほか、当該特定建築行為に係る建築物ごとの次の表に掲げる区分に応じた額を合計した額（当該確認を受けた特定建築行為の計画を変更する場合は、変更する建築物ごとに当該額の 2 分の 1 に相当する額を合計した額）の手数料を納付しなければならない。

建 築 物	特定建築行為に係る部分の 床面積の合計	金 額
1 戸建ての住宅	2 0 0 平方メートル未満の もの	1 万 1, 0 0 0 円
	2 0 0 平方メートル以上の もの	1 万 3, 0 0 0 円
1 戸建ての住宅以外の	3 0 0 平方メートル未満の	2 万 2, 0 0 0 円

住宅	もの	
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	3万4,000円
	2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	5万4,000円
	5,000平方メートル以 上のもの	7万1,000円

第4条第1項の表以外の部分中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項の表中「2万4,000円」を「2万6,000円」に、「3万9,000円」を「4万円」に改め、同条第2項の表以外の部分中「第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同項の表中「2万3,000円」を「2万5,000円」に、「3万8,000円」を「3万9,000円」に改め、同条第4項中「、第1項」の次に「又は第2項及び前項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 法第7条第1項の規定により完了の検査を申請する者等は、当該申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為が含まれる場合においては、第1項又は第2項の手数料のほか、申請又は通知1件につき、次の表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計	金 額
30平方メートル以内のもの	3,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	4,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	5,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	8,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万3,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万7,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	2万9,000円

もの	
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	4 万 7, 0 0 0 円
5 万平方メートルを超えるもの	9 万 2, 0 0 0 円

第 5 条の 2 第 1 項の表以外の部分中「第 1 8 条第 1 9 項」を「第 1 8 条第 2 8 項」に改める。

第 6 条の表第 1 号中「第 1 8 条第 2 4 項第 1 号」を「第 1 8 条第 3 8 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項の表以外の部分の改正規定、同条第 2 項の表以外の部分の改正規定、第 5 条の 2 第 1 項の表以外の部分の改正規定及び第 6 条の表第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。